

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (XI)— 千葉県動物愛護センターの取り組み

石原潤一[†] (前千葉県動物愛護センター所長)



1 はじめに

千葉県における動物愛護管理業務の体制は、地域により大きく3つに分かれている。

印旛・香取・海匝・山武地域については当センター，東葛飾地域については東葛飾支所，南総地域については各健康福祉センター

(保健所) が業務を行っているが，致死処分施設は当センターのみが所有していることから，県内各地域から毎日多数の犬・猫が移送されてくる。

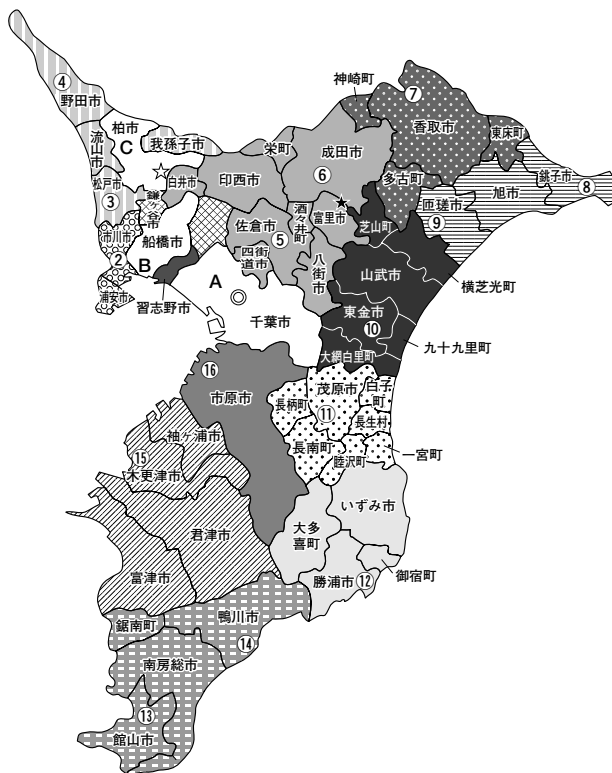
こうしたことから「処分施設」と取られがちではある

が，1頭でも多くの命を助けるため，各団体やボランティアの協力を得ながら，「人と動物が共生できる社会」の実現を目指して事業を実施しているところである。

2 沿革

(1) 昭和42年6月1日東葛飾郡沼南町に「千葉県東葛飾地区ドッグセンター」を開設し，犬に関する数々の社会問題等の解決処理にあたり，公衆衛生の向上を図る。東葛飾地区の6保健所管内(8市5町)の行政区域を所管。

(2) 昭和58年4月1日「千葉県ドッグセンター」に名称変更し，庶務課，業務課の2課が設置される。千葉市，



記号	施設の名称
☆	動物愛護センター 東葛飾支所
①	習志野健康福祉センター (保健所)
②	市川健康福祉センター (保健所)
③	松戸健康福祉センター (保健所)
④	野田健康福祉センター (保健所)
★	千葉県動物愛護センター
⑤	印旛健康福祉センター (保健所)
⑥	同成田支所
⑦	香取健康福祉センター (保健所)
⑧	海匝健康福祉センター (保健所)
⑨	同八日市場地域保健センター
⑩	山武健康福祉センター (保健所)
⑪	長生健康福祉センター (保健所)
⑫	夷隅健康福祉センター (保健所)
⑬	安房健康福祉センター (保健所)
⑭	同鴨川地域保健センター
⑮	君津健康福祉センター (保健所)
⑯	市原健康福祉センター (保健所)
A	千葉市動物保護指導センター
B	船橋市動物愛護指導センター
C	柏市保健所

図1 動物愛護関係業務施設の設置状況

[†] 連絡責任者：若菜正行 (千葉県動物愛護センター所長)

〒286-6211 富里市御料709-1

☎0476-93-5711 FAX 0476-93-5326

E-mail : m.wkn3@pref.chiba.lg.jp



図2 左上 モニュメント，左下 センター入口，右上 管理棟，右下 ふれあい公園

表1 職員構成

	事務職	獣医師	現業職
所長		1	
次長		1	
愛護管理課長	1		
課員	1	1	2
保護指導課長		次長兼務	
課員		2	12 (2)
支所長		1	
所員	1 (1)	2	7 (2)
合計	3 (1)	8	21 (2)

※他に、各健康福祉センターに兼務職員（獣医師）を配置、（ ）内は臨時職員の再掲。

印旛郡も所管することとなり、東葛飾地区とあわせて8保健所管内（15市8町2村）を所管することとなる。

(3) 昭和61年4月1日「千葉県動物愛護センター」が印旛郡富里町に新設され、庶務課、業務課の2課が設置される。

千葉県ドッグセンターは「動物愛護センター東葛飾支所」と名称変更し、課制は廃止される。管轄区域は、動物愛護センターが7保健所管内（9市26町3村）、東葛飾支所が6保健所管内（11市2町）となる。

動物行政の一元化により、環境部が所掌していた「動物の保護及び管理に関する法律」を衛生部が所掌することとなる。

(4) 昭和63年4月1日、千葉市が政令指定都市となる。これに伴い、本所の管轄が6保健所管内（8市26町3村）となる。

(5) 平成15年4月1日、船橋市が中核市となり船橋市保健所が業務を開始。これに伴い、支所の管轄が5保健所管内（10市2町）となる。

(6) 平成16年4月1日、所内組織が一部再編され、庶務課が「愛護管理課」、業務課が「保護指導課」となる。

(7) 平成20年4月1日、柏市が中核市となり、柏市保



図3 事務室



図4 しつけ方教室（左）、ハンドラー・モデル犬（右）

健所が業務を開始。これに伴い、東葛飾支所の管轄が4健康福祉センター（保健所）管内（9市）となる。

(8) 平成23年4月現在、市町村合併により動物愛護センターの管轄は13市9町である。

3 事業体制

(1) 職員構成（表1）

(2) 所掌事務（図3）

ア 狂犬病予防法

登録及び予防注射に係る事務は除く。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律

動物取扱業登録及び特定動物飼養許可に係る事務は除く。

ウ 千葉県犬取締条例

4 動物愛護普及事業

(1) 犬のしつけ方教室及びハンドラー・モデル犬（図4）の派遣

飼い主に犬の本能、習性を理解してもらい、基本的なしつけの方法を身につけてもらうため、本所及び支所で毎月各1回開催している。

また、(財)千葉県動物保護管理協会が県内各地で開催する「しつけ方教室」にセンターで飼育しているモデル犬とハンドラーを派遣している。

(2) 動物愛護教室

動物愛護及び適正飼養の普及・啓発を図るとともに、人間と動物が共生できる豊かな社会づくりを進めるために、学校の授業や地元の勉強会等に講師を派遣している（図5）。

(3) 親子体験教室

夏休み期間中、小学生とその保護者を対象に動物の正



図5 上から、動物愛護教室での講義，体験学習



図7 上から、飼い主さがしの会，講義



図6 上から，親子体験教室での体験学習，接し方の講義



図8 上から，動物愛護週間行事のキャラクター，イベント

しい飼い方，安全な接し方，健康管理等について解説するとともに，愛護センターの施設を見学していただき，動物愛護について考えてもらう機会としている（図6）。

（4）犬・猫の譲渡

飼育希望者に対して，適正な飼養管理に関する講習を実施したのち，収容した犬・猫を譲渡している。

（5）飼い主さがしの会

飼育希望者と，もらい手をさがしている飼い主の出会いの場として，本所及び支所で毎月各1回開催している（図7）。

（6）動物に関する指導・助言

飼育管理に関する飼い主その他からの問い合わせに対し，指導・助言を行っている。

また，犬・猫の逸走・保護の問い合わせに対しては，

抑留犬等との照合により犬・猫が飼い主のもとに戻るよう努めている。

（7）負傷動物の保護・収容

動物の愛護及び管理に関する法律第36条に基づき，負傷動物の収容を実施している。

南総地区の負傷動物については，各健康福祉センターで収容後，センターに移送されている。

（8）動物愛護週間行事

動物愛護と適正飼養についての関心と理解を深めるため，関係団体等の協力により「なかがよし動物フェスティバル」を実施している（図8）。行事内容については以下のとおりである。

- ・犬のさわり方実演
- ・犬のしつけ方デモンストレーション



図9 抑留施設

- ・救助犬、聴導犬の紹介
- ・体験乗馬
- ・アジリティの紹介
- ・動物相談
- ・動物愛護紙芝居
- ・地元特産品販売

5 動物による危害・被害防止事業

(1) 野犬等の捕獲・抑留及び返還

県民に対する野犬等による危害・被害を防止するため、住民等からの申し出等により迅速に対処している。飼い主が判明したものは適正飼養について指導したうえで返還している。

(2) 犬・猫の引取り

やむを得ない事情で飼えなくなった犬・猫等について引取りを実施している。

(3) 犬・猫に関する苦情処理

捕獲依頼を含む動物関連の苦情に対しては、健康福祉センター、市町村等と連携を図りながら、適切な処理に努めている。

6 管理・処分

収容した動物について、動物福祉の観点から適正な飼養管理を行っている。

抑留期限を過ぎても飼い主が判明しなかった犬及び新たな飼い主が見つからなかった犬・猫について炭酸ガスによる致死処分を行っている（図9）。

7 千葉県における現状

平成21年度に当センターで致死処分した犬は2,641頭、猫は5,915頭である（図10）。

千葉県は全国的にみて、犬の登録頭数だけでなく、捕獲数や引取り数、致死処分数が多い自治体である。

この背景として、本県では過去に犬による悲惨な咬殺事故が散発した経緯があり、危害防止対策を徹底するため、野犬等の捕獲及び飼えなくなった犬、猫の引取りを強力に推進してきたことが要因の一つとして考えられる。

また、本県が首都圏に位置しつつ、背後に広い県土を有していることから、捨て犬等があることも一因と考え

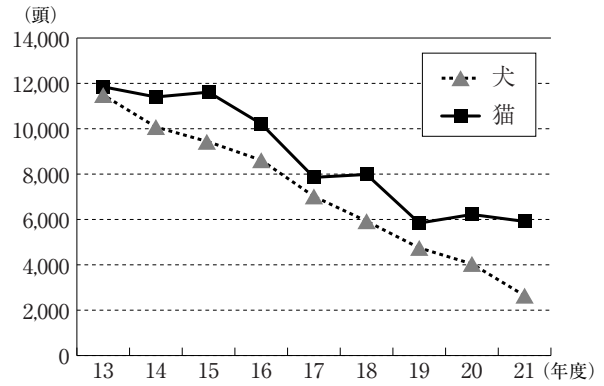


図10 犬・猫の致死処分数の推移

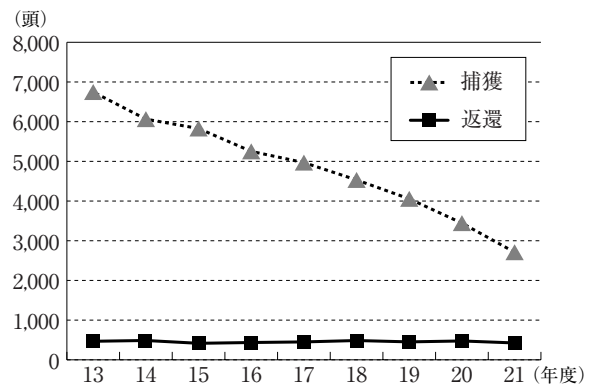


図11 捕獲・返還数の推移

られる。

近年では「猫」に関する問題も多く、室外飼育や所有者のいない「猫」による庭やゴミ荒らし、ふん尿、鳴き声などの迷惑問題が少なくない。

さらに、引取りを求められる犬及び猫のうち約8割が猫であり、その8割以上が子猫（91日齢未満）である。

現在、犬・猫の収容を実施している県の機関は当センターを含めて8カ所（収容施設は5カ所）あるが、致死処分については当センターで実施している。

(1) 収容される理由

ア 捕獲・保護

野犬等の捕獲の他、迷子犬や捨て犬、負傷犬の保護が含まれる。

猫の捕獲はしていないので、負傷猫の保護のみになる。

県内の犬の捕獲頭数は年々減少してきており、都市化の影響で放し飼いが減少したこと等が背景にあると思われる（図11）。

イ 引取り

さまざまな事情で、飼えなくなった犬・猫を引き取っている。保護された子犬・子猫の引取りも行っている。

犬の引取り頭数は年々減少しており、不妊・去勢手術が普及したこと等が背景にあると思われる。しかし

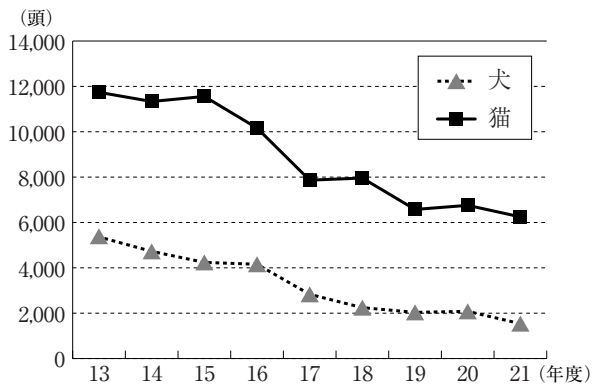


図12 犬・猫の引取りの推移

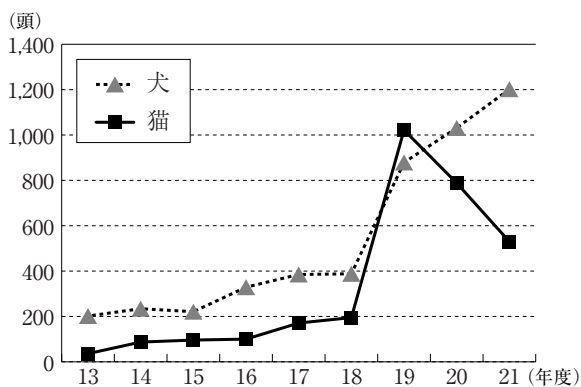


図13 犬・猫の譲渡の推移

ながら、猫の引取り頭数は犬の倍以上に上るうえに、横ばいの状態が続いている（図12）。

(2) 収容施設から出ていく場合

ア 返 還

捕獲・保護されても、定められた期限までに飼い主が迎えにできれば返還される。

しかし、返還される犬・猫は非常に少ないのが現実である。

飼い犬には所有者を明らかにする処置（鑑札注射済票、マイクロチップ、名札等の装着）をしておくことが必要である。

捕獲された犬の多くが、捨て犬や無責任な放し飼いであることが大きな要因と考えられる。

負傷猫は飼い主がいなくと思われるケースが多く、返還になることはまれである。

イ 譲 渡

収容された犬・猫の一部を希望者に譲渡している。

しかし、多数の犬・猫が収容されるため、感染症の制御が困難であると同時に、譲渡動物の飼育管理に必要な設備や人員にも限度があり、譲渡頭数を増やすことは簡単ではない（図13）。

8 取 り 組 み

(1) 犬及び猫の引取りについて

安易な飼育放棄を防止するため、平成17年度には県内80カ所あった引取り窓口を19カ所（現在は18カ所）に集約した。

さらに、平成18年度から受益者負担の原則に基づき、引取りを有料化した。

また、新たな飼い主探しやしつけ方等に関する助言を実行する時間を確保するため、平成23年から飼い主からの引取りを予約制とした。

(2) 譲渡について

平成19年度から再譲渡を目的としたボランティア団体等への譲渡を開始し、頭数が飛躍的に増加したが、同時に飼養管理する数も増えることとなり、動物たちの世話に追われる毎日となってしまった。

このため、施設の簡易な整備等による飼養管理作業の効率化を図るとともに、さらなる譲渡頭数の増加と感染症の制御について取り組んでいるところである。

(3) 返還について

逸走したペット探しの一助とするため、当センターで収容している動物と、一般の方が保護している動物の情報を平成19年度からホームページに掲載している。

毎日収容される動物を撮影し、ホームページを毎日更新している。

9 お わ り に

現在、平成19年度に策定された「千葉県動物愛護推進計画」に基づいて各施策を展開しているところである。

この計画は、連携協働による施策をうたっており、行政及び関係団体はもとより、地域住民の理解と協力、すなわち「地域の力」が重要であることから、地域における取組みに対して支援していくというものである。

ペットに関する問題は飼い主のモラルに起因する問題が少なくないことから、飼い主がペットの適正な飼養管理を最後まで責任を持って行うという飼い主責任を確実に果たすことが基本であり、家庭動物が社会に受け入れられるためには必要不可欠なことであると考えます。

モラル向上のため、当センターが開催する「しつけ方教室」や「動物愛護教室」だけでなく、県内各地で開催されるイベント等に積極的に協力し、地道な普及啓発活動を続けていくとともに、今後はボランティア等の協力を得て、更なる施策を展開することとしている。